

在宅医療・介護連携推進事業の手引き 岩手県版補足資料第 2 版（案）について

県では、厚生労働省が作成した「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」の活用促進を図るため、これを補完する「岩手県版補足資料」を作成し、市町村の取組を支援してきたところ。

今般、平成29年10月に厚生労働省から同手引きのVer. 2が示されたこと、また平成30年4月には診療報酬と介護報酬の同時改訂があり、医療と介護の連携に係る取組について大きく見直しが図られたことから、岩手県在宅医療推進協議会ワーキンググループにおける協議を踏まえ、岩手県版補足資料第2版（案）を作成したものを。

1 主な改定事項

- (1) 補足事項のうち、必須の取組が期待される項目には冒頭に「★」を、その他重要と考える項目には冒頭に「▶」を表示。
 - (2) 県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援する「見える化」システムに係る公表情報の活用について記述が設けられていることから、システムの概要及びURL等の記述を追加。
 - (3) ICTを活用した地域医療情報ネットワークについて、稼働しているネットワークの一覧（H30.9.1 現在）を追加。
 - (4) 市町村が住民に対する意識調査を実施する際の参考として、静岡県磐田市の市民意識調査及び縄県読谷村の在宅医療に関する住民アンケートの記述を追加。
 - (5) 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」（H30.3.14 付け医政発0314 第7号）において、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の概念である「人生の最終段階のケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス」が盛り込まれ、その解説が示されていることから、これらの記述を追加。
 - (6) 県内市町村で利用されている入退院時の情報共有シート、歯科往診依頼書、薬剤師との連携シート、緊急時連絡票等の様式及び入手先のURL等を巻末に掲載。
 - (7) 診療報酬及び介護報酬の改定に伴い、在宅医療・介護連携に関連する加算の一部を抜粋し、参考資料として掲載。
 - (8) 巻末の「総論」を「資料」へ名称を変更し、本文中に記載していた一覧表等に移記。
- ※その他、「意見検討結果一覧表」を参照

2. 周知について

- ・ 県のホームページに掲載し、関係者に留まらず、広く周知を図る。
- ・ 市町村職員を対象とした平成30年度在宅医療人材育成実践者研修（12～1月開催予定）において、岩手県版補足資料第2版を解説する時間を設け、活用の促進を図る。